

## (現任研修) 研修申込に関するQ&amp;A

質 問	回 答
1 令和元年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)に初任者研修(又は現任研修)を修了したが、その後、相談支援の業務に従事していません。現任研修を受講することはできますか。	受講できます。(本年度が経過措置の最終年度となります。)ただし、2回目以降は実務要件を満たさなければ受講はできません。
2 研修期間中、急な業務や体調不良等で遅刻・欠席・途中退席をした場合どうなりますか。	遅刻や離籍(15分以上)をした場合、欠席とします。(なお、途中退席も15分以上は欠席とみなします。)欠席となった場合、研修修了となりません。 翌年度以降受講する場合、全日程受講が必要となります。(科目の免除はありません。) ※更新切れになった場合、初任者研修から受講となります。
3 初任者研修修了後、5年度の間現任研修を受講しませんでした。再度相談支援専門員として従事するにはもう一度初任者研修を受講する必要がありますか。また、一度受講しているので、証明書等添付資料を省略することはできますか。	更新切れになった場合は、もう一度初任者研修を受講してください。 また、添付資料は省略できませんので必ず提出してください。
4 採用内定者について、研修を申し込むことはできますか。	できます。 その旨、備考欄に入力してください。
5 他県で初任者研修、現任研修を受講した場合、山形県で現任研修受講することはできますか。	山形県内の事業所に勤務している場合、受講はできます。申込時に他県で交付された初任者研修、現任研修の修了証の写しを添付してください。
6 他県からの申込は可能ですか。	山形県外の事業所に勤務または勤務予定の方の申込は受け付けておりません。
7 受付は先着順でしょうか。	先着順ではありません。定員を超える申込数があった場合、申込締切後、選考により受講決定を行います。
8 過去に受講した研修の修了証書を紛失しました。再発行してもらえるのでしょうか。	修了証書の再発行は行っておりません。 研修を修了したことを証明する書類が必要な場合には、山形県障がい福祉課(023-630-2148)にお問い合わせください。研修修了者であることが確認できた場合、「修了証明書」の発行手続きの御案内いたします。 なお、手続きに3週間程日数を要しますので紛失等ないように管理をお願いいたします。